

開東社会保険ニュース

No. 5 1

平成14年8月

雇用保険雇用継続給付の届出期限について

育児休業をとる時、又は雇用保険被保険者が60才になられる時などは必ず期間内に手続きすることが必要です。



雇用保険の雇用継続給付には、高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付の3種類があり、この制度は平成7年に新設されたものです。雇用継続給付を受給するためには受給資格があるかどうかの確認と合わせて、該当する被保険者の賃金額を職業安定所に届けることになっています。

職業安定所では、雇用継続給付制度導入直後の制度定着を図るまでの例外的かつ暫定的な取扱いとして、遡って受給資格確認が行われてきましたが、制度導入後7年を経過して周知が図られたと思われることもあり、今後は提出期限について原則どおりに取扱うこととなったため、期間後の支給申請ができなくなります。

育児休業給付

事業主は、その雇用する被保険者が休業を開始したときは、当該休業を開始した日の翌日から起算して10日以内に、休業開始時賃金月額証明書を職業安定所長に提出しなければなりません。

ただし、支給申請手続を被保険者に代わって事業主が代行する場合は、初回の育児休業給付支給申請と同時にその期限までに行うことができます。

出産日 育児休業開始日

産前休暇	産後休暇(8週間)	育児休業
2 年 間		第1回目の支給申請期間は 育児休業を開始した日から起算して4ヵ月を 経過する月の末日までです。
この間に、賃金支払基礎日数が 11日以上ある月が12ヶ月以上必要		

当事務所と委託契約をされている事業所又は東京都弁護士協同組合・日本弁理士協同組合の労働保険事務組合に事務委託されている事業所の方は、手続についてご案内いたしますので、**育児休業を取られる前に必ずご連絡くださいますようお願いいたします。**

高年齢雇用継続給付

事業主は、その雇用する被保険者が60歳に達したときは、その日の翌日から起算して10日以内に六十歳到達時賃金証明書を職業安定所長に提出しなければなりません。

この給付は、雇用保険被保険者期間が通算して5年以上あり60歳到達時に比べて各月に支払われた賃金額が85%未満に低下した場合に一定の要件で支給されるものです。60歳到達時賃金はこの継続給付のため以外にも失業給付の基本手当日額算定のとき退職時賃金額と比較することにも使われるため、被保険者期間が5年に満たない方や賃金額が低下しない方も、必ず六十歳到達時賃金証明書を届出ることになっています。

当事務所と委託契約をされている事業所又は東京都弁護士協同組合・日本弁理士協同組合の労働保険事務組合に事務委託されている事業所は、こちらで被保険者の方の生年月日がわかりますので、お誕生日前に手続についてご連絡いたしております。



ホームページ <http://www.kaito-sr.com> メールアドレス kaitosr@po.cnet-ta.ne.jp

ご質問・ご相談は

〒160-0023 新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 8 階

開東社会保険労務事務所

TEL 03-3369-7411/8411 FAX 03-3369-2711